

黒潮町広報有料広告掲載取扱要領

(平成19年8月20日告示第344号)

(趣旨)

第1条 この要領は、黒潮町広報有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広報くろしお（以下「広報」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の寸法)

第2条 広告の寸法は次のとおりとする。

型 式	寸 法
Aタイプ	縦×横： 5.5 cm× 8.5 cm（1ページの1/8）
Bタイプ	縦×横： 5.5 cm×17.5 cm（1ページの1/4）
Cタイプ	裏表紙 縦×横： 5.5 cm×17.5 cm（1ページの1/4）

(広告の掲載位置)

第3条 広告は、表紙を除くすべてのページに掲載できるものとする。

2 申し込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は、所管する課において決定する。

(広告の掲載募集枠)

第4条 広告掲載枠は、広報のページ数に応じて、所管する課において決定する。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1カ月単位とし、連続する掲載期間は最大12カ月とする。

(広告の掲載料金)

第6条 広告の掲載料金は次のとおりとする。

(1) 町内に事業所等を有する私企業又は自由業等

型 式	1 カ月
Aタイプ	5,000円
Bタイプ	10,000円
Cタイプ	20,000円

(2) 町内に事業所等を有しない私企業又は自由業等

型 式	1 カ月
Aタイプ	10,000円
Bタイプ	20,000円
Cタイプ	40,000円

2 6箇月を超える連続期間の広告掲載については、掲載料金の10パーセントを割り引くこととする。

3 Aタイプ及びBタイプは、原則として白黒で掲載する。ただし、掲載料金の50パーセントを加算した額を納入した場合はカラーで掲載（広告の掲載が可能なカラーページがある場合に限る。）することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年6月2日告示第50号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年4月8日告示第31号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の黒潮町広報有料広告掲載取扱要領の規定は、平成25年4月1日から適用する。